

1. テキスト:「場所」「二」の第2段落。229頁6行目から231頁1行目まで。
2. テキスト講読

「二」

第2段落

ここでは繫辞としての「ある」と存在としての「ある」との関係が述べられる。結論は「所謂存在とは一般的繫辞の特殊なる場合と考えることができる」(230,3-4)とあるように、繫辞の有が根本である。

まず繫辞としての「ある」について述べられる。それは「特殊」が「一般」に「包摂」されることを言い、一般から言えば「包摂」するとは自己自身の「分化発展」である。かくして「判断」とは「一般」が自己自身を「特殊化する過程」である。この過程は必ずしも時間的ではない。このように特殊化の原理を含んだものが「具体的一般者」であり、「判断」はその中に含まれる、とされる。

次いで存在としての「ある」が論じられる。「物がある」は「存在判断」である。しかしそれが「一般」妥当的と考えられるには、その根柢に「具体的一般者」がなければならない。本当にあるもの(実在)が主語となるのはこうした具体的一般者が根柢にあるからである。具体的一般者はすでに述べたように、主語述語に分かれる以前の主語である。したがってそれは「非合理的なるもの」と呼べるが、これを述語化することが判断であり、そのことが合理化となる。かくして「物がある」という存在判断も合理的となるのである。

かくして「存在する」ということは「具体的一般者」の立場からの繫辞を意味することになる。「物がある」という存在判断は「自然界」ないし〈物一般〉の立場からの繫辞、すなわち分化発展ということになる。この「自然界」ないし〈物一般〉は主語述語分離以前の「非合理的なるもの」である。これに対し「赤は色である」というような所謂「繫辞の「ある」」は、「色一般」という「抽象的一般者からの存在」、すなわち「色一般」(色の概念)「に於て」「赤がある」という「存在」判断が成立していると見ることができる。この場合「色一般」が「抽象的一般者」であるのは、すでに赤という特殊から分離された一般者が考えられているからであろう。この場合の一般者は主述分離後の一般者である。続く「自然界に於て物がある(存在判断)」ということとは存在判断の妥当なるを意味し(繫辞)、赤は色である(繫辞)ということとは赤は色の概念(抽象的一般者)に於てある(存在判断)ということの意味する(カッコ内引用者)はこのことの例示であると考えられる。かくして所謂繫辞の有は判断(主述分離)後の判断(「赤は色である」)であり、それは存在判断(「赤がある」)に還元され、それはさらに主述分離以前の非合理的なる「具体的一般者」の繫辞となるのである。かくしてすべては繫辞的に還元できるのであるが、そのことを西田は差し当たり「所謂存在とは一般的繫辞の特殊なる場合と考えることができる」と述べる。

次いで「すべての存在的有は変じて繫辞的有とならねばならぬ」(231,3)過程が述べられる。まず「特殊なるものが一般的なるものに於てある時、我々は単に有ると考える」とある。赤が色においてある場合である。この「色」は主述分離以前の具体的一般者である。その場合の判断は「この色は赤である」ないし単に「赤がある」という存在判断となる。この場合は「有が有に於てある」となる。この「有に於て」の有は後に「有の場所」と呼ばれるものである。それは「例えば色は自己自身に体系を成して自己自身に於てある」と言われるように、所謂〈色自体〉である。それは「対立なき対象」と呼ばれ、「自然的存在」すなわち〈物・個物〉も「同様の意味に於て超越的对象である」とされる。「対立なき対象」「超越的对象」で念頭に置いているのはもちろんラスクである。ここでは存在判断(赤がある)における〈有の場所〉が〈超対立的対象〉であることに注意したい。

次いでこの有(超対立的対象)がさらに「その於てある無の場所に映される」。この「無の場所」は「対立的無の場所」、すなわち所謂意識である。「対立なき対象」が「対立的無の場所」に映されると、「対立的対象の世界」が現れる。あたかも物が x,y,z 軸によって

構成された「空間」の「種々の象面」において見られるが如くである。こうして主述分離以前の具体的一般者が主述の分離の内に置かれ、様々な側面から見られることになる。「対立的無の場所」では、主客、主述が分かれているから、両者を統一するものとして「意識作用」が考えられることになる。かくして「赤（物）がある」という存在判断は、〈主語は述語である、と私は考える〉という「判断作用」となる。「対立的無」はそれ自身としては「一種の有」であるから、「作用の基体」となり、それを「特殊化」したものが（個々の）「判断作用」となるのである。とは言え「無が基体」であるから、「意識作用其者の内容は見られない」とされる。カントの純粹統覚もそうであるが、ここではラスクの判断作用が念頭に置かれているようである。「ラスクの云う如く単に当る **Treffen** とか当らぬ **Nichttreffen** とかいうに過ぎない」とされている。ラスクによれば「真理」は厳密には「超対立的対象」のみであり、判断の外にある。したがって判断はその真理に「当る」か「はずれる」かの孰れかであり、「当った真なるもの」が「正しい」と呼ばれ、「はずれた真なるもの」が「誤り」と呼ばれる。なお「当らぬ」を西田は **Nichttreffen** としているが、ラスクの術語としては **Vertreffen** である（「対象の論理から場所の論理へ—エミール・ラスクと西田幾多郎」河波昌編著『場所論の種々相』北樹出版、1997 所収）。

しかしこうした意識作用も「真の無の場所に於ては作用の意味を失うて具体的一般者の繫辞となる」とされる。かくして「真の無の場所に於てある」とは「妥当する」ということである。具体的一般者の繫辞となることで一般妥当的となるからである。ただしこの「具体的一般者」は〈生滅の場所〉としての「真の無の場所」であることに注しなければならない。

〈有の場所〉としての超対立的対象を基体として〈赤（物）がある〉と言われた事態は、「対立的無の場所」としての意識作用を基体として〈赤は色である、と私は考える〉となった。この「ある」は繫辞の有であるが、ここでの色は抽象的一般者である。さらにそれが「真の無の場所」においてあらゆる基体は除去される。こうして〈有の場所〉では対象が、「対立的無の場所」では作用が見られるが、「真の無の場所に於ては単に妥当的なるものを見る」とされる。

「妥当する」は「意味を持つ」「価値がある」「真である」と並んで新カント学派の中心概念である。ロツェの妥当哲学とヴィンデルバントの価値哲学を認識論的に統一したリッケルトは「意味はあらゆる存在の上、あるいは前にある」と主張した。ラスクにおいても妥当範疇は存在範疇の上位に位置していた。因みに西田もすでに『善の研究』第 3 編第 4 章で価値的研究を、物の成立の法則を研究する理論的研究から区別して論じていた。